

# 兵庫県公報

平成26年9月24日 水曜日 第2631号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	1
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	2
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	3
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	3
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	3
○ 道路の位置指定（建築指導課）	3
○ 総合治水条例に基づく指定耐水施設の指定（西播磨県民局）	4
公 告	
○ 寄附者の顕彰（秘書課）	4
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	4
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	6
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	8
収用委員会告示	
○ 公示による通知	8

## 告 示

### 兵庫県告示第848号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成26年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 幡多土地改良区

##### 退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	土井勝真	南あわじ市八木野原387番地
監事	古川隆	同 市榎列下幡多421番地1

#### 湊里土地改良区

##### 退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	川上光彦	南あわじ市湊里924番地1

### 兵庫県告示第849号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成26年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
駒ヶ林区域	総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業並びに八田網漁業	平成26年 9月10日
須磨区域	総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業並びに八田網漁業	同
垂水区域	総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業並びに八田網漁業	同



**兵庫県告示第850号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点2点 移設）
- 2 作業期間  
平成26年 9月 1日から平成27年 2月28日まで
- 3 作業地域  
芦屋市浜町



**兵庫県告示第851号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）、現地測量（数値地形図作成）及び路線測量
- 2 作業期間  
平成26年 9月16日から同年11月 6日まで
- 3 作業地域  
姫路市相野



**兵庫県告示第852号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年 9月24日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年 9月24日から 2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年 9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県道 相川下清水線	洲本市千草字重成己570番1から 同 市千草字防ノ内庚10番4まで	旧	5.0から 12.0まで	230.0
		新	5.0から 15.0まで	230.0



**兵庫県告示第853号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成26年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
猪名川町	阪神間都市計画地区計画	猪名川町産業拠点地区地区計画
宍粟市	山崎都市計画地区計画	野地区地区計画



**兵庫県告示第854号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成26年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
宍粟市	山崎都市計画用途地域	洲本港臨港地区及び由良港臨港地区 岩屋港臨港地区ほか1地区及び淡路交流の翼港臨港地区ほか2地区 阿万港臨港地区ほか1地区及び津井港臨港地区ほか1地区
洲本市	洲本都市計画臨港地区	
淡路市	淡路都市計画臨港地区	
南あわじ市	南あわじ都市計画臨港地区	



**兵庫県告示第855号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、加西市西高室土地区画整理組合の事業計画の変更を平成26年9月10日に認可した。

平成26年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三



**兵庫県告示第856号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成26年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H26東播位置 0005号	26. 9. 9	加古郡播磨町野添字足洗245番の一部、246番の一部、245番地先里道、245番地先水路 同 郡同 町二子字大坪214番2、214番18、214番24	5.55	31.78



**兵庫県告示第857号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第45条第1項の規定により、指定耐水施設を次のとおり指定する。

平成26年 9月24日

西播磨県民局長 山 本 嘉 彦

- 1 指定する建物等の所在地  
佐用郡佐用町佐用3529番地3
- 2 指定する建物等の用途  
病院
- 3 指定する建物等の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 名称  
医療法人聖医会佐用中央病院
  - (2) 住所（主たる事務所の所在地）  
佐用郡佐用町佐用3529番地3
  - (3) 代表者の氏名  
林 充
- 4 指定する理由  
西播磨西部地域内千種川流域において浸水が生じた場合、その用途を維持するために耐水機能を備えることが、地域における減災対策として、特に必要があると認められるため。

**公 告**

**寄附者の顕彰**

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

平成26年 9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 氏名及び住所  
有限会社スクラム 大阪市
- 2 功績内容  
兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。



**特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請**

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成26年 9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請受付年月日 平成26年8月29日  
(2) 特定非営利活動法人の名称等  
ア 名称 特定非営利活動法人遺言相続専門家相談所ひょうご  
イ 代表者の氏名 鈴木 尉 久  
ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市楠町16番9号  
エ 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者はじめ広く一般市民に対して、遺言書、相続手続、遺言執行、成年後見、老人介護、葬儀、高齢者の財産管理等に関する相談、教育及び啓発事業を行い、近時増加している相続争いを未然に防ぎ、もめ事のない快適で豊かな生活を営むこと、円滑な事業承継等によって、社会及び地域福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 2 (1) 申請受付年月日 平成26年8月29日  
(2) 特定非営利活動法人の名称等  
ア 名称 特定非営利活動法人さくら亭  
イ 代表者の氏名 澤 田 明  
ウ 主たる事務所の所在地 高砂市阿弥陀町地徳235番地の3  
エ 定款に記載された目的  
この法人は、主に高齢者及び児童に対して、健康的な精神の増進、孤立や不安の解消を図るための事業を行い、人々が健やかに暮らせる地域社会作りと福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 3 (1) 申請受付年月日 平成26年8月29日  
(2) 特定非営利活動法人の名称等  
ア 名称 特定非営利活動法人うたじぞう  
イ 代表者の氏名 小 泉 英 美  
ウ 主たる事務所の所在地 川西市火打2丁目7番18号  
エ 定款に記載された目的  
この法人は、幅広い層の市民に対して、生演奏で美しく正しい日本語の歌を一緒に歌う事業を行い、地域の連帯感をつくること及び美しい日本語を継承すること、併せて呼吸を促がすことで、健康的な暮らしづくりに寄与することを目的とする。
- 4 (1) 申請受付年月日 平成26年8月29日  
(2) 特定非営利活動法人の名称等  
ア 名称 特定非営利活動法人機能回復研究所  
イ 代表者の氏名 澁 谷 権 悟  
ウ 主たる事務所の所在地 高砂市高砂町浜田町1-2-2  
エ 定款に記載された目的  
この法人は、高砂市及び同市近隣の市町の高齢者及び障害者に対して、介護保険法・障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、機能訓練をメインとした老人デイサービス及び放課後等デイサービスの事業を中心として、居宅サービス事業、居宅介護支援事業、障害福祉サービス事業、相談支援事業を行い、高齢者や障害者や障害を持った幼児児童生徒等の自立と社会参加に寄与することを目的とする。
- 5 (1) 申請受付年月日 平成26年8月29日  
(2) 特定非営利活動法人の名称等  
ア 名称 特定非営利活動法人ライトニング  
イ 代表者の氏名 竹 内 建 司  
ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市北園一丁目68-1  
エ 定款に記載された目的  
この法人は、地域の子どもと保護者に対して、保育に関する事業及び地域子育て支援に関する事業を行い、親が安心して子育てをすることができ、子どもが健やかで豊かに育つことができる社会の実現に寄与することを目的とする。
- 6 (1) 申請受付年月日 平成26年8月29日  
(2) 特定非営利活動法人の名称等  
ア 名称 特定非営利活動法人赤穂市スポーツ施設管理運営協会  
イ 代表者の氏名 鹿 島 芳 明

ウ 主たる事務所の所在地 赤穂市中広873番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、赤穂市民を中心とした住民に対して、各スポーツ施設の管理運営から、スポーツを通じてのコミュニティ形成に関する事業を行い、スポーツ都市宣言のまち赤穂にふさわしい都市づくりに寄与することを目的とする。

7 (1) 申請受付年月日 平成26年8月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人まごころ

イ 代表者の氏名 橋 本 健

ウ 主たる事務所の所在地 南あわじ市倭文長田1282

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民すべてに対して、地域住民とこの地域で働く人たちが助け合って高齢者の介護などに関する事業を行い、地域の福祉の推進に寄与することを目的とする。

8 (1) 申請受付年月日 平成26年8月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人禅HOUSE

イ 代表者の氏名 久 保 愛

ウ 主たる事務所の所在地 佐用郡佐用町豊福862番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、小・中・高校生とその保護者に対して、食育活動と学習指導を通して、健全な子供の育成に関する事業を行い、創造力豊かで向上心に富んだ21世紀社会を生き抜く人材育成に寄与することを目的とする。



#### 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成26年9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成26年8月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アイ・サポートセンター

イ 代表者の氏名 西 村 徹 也

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市尾上町長田420番地の10

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、日常生活の自立と積極的な社会参加を行うことができるようその介護や支援に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成26年8月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人西播磨サッカー協会

イ 代表者の氏名 西 川 光 博

ウ 主たる事務所の所在地 たつの市龍野町片山200番地2

エ 定款に記載された目的

本会は、兵庫県西播磨地域において、幼児から高齢者までスポーツを愛する全ての人に対して、アマチュアサッカーの健全な普及振興及び競技力向上に関する事業を行い、サッカーを通じた健康づくり、仲間づくり及び地域づくりに寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成26年8月29日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人三愛福祉会

イ 代表者の氏名 橘 敬 三

ウ 主たる事務所の所在地 明石市大久保町西島773番地の1

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者に対して、社会参画促進や生活支援に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 4 (1) 申請受付年月日 平成26年8月29日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人WE L n e t さんだ

イ 代表者の氏名 小 杉 崇 浩

ウ 主たる事務所の所在地 三田市下井沢76

エ 定款に記載された目的

この法人は、さんだの地において、福祉・教育・労働・医療その他様々な立場で活動する人たちが、それぞれの立場で培った知恵と力を持ち合い、生活に支援の必要としている一人一人の市民のために、包括的な支援を行っていきこと及び、そのためのネットワーク構築により、公益の増進に寄与することを目的とする。

## 5 (1) 申請受付年月日 平成26年8月29日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ラーフ・ウッド福祉会

イ 代表者の氏名 福 間 貫 造

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市河間町24番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者に対して、生活支援・社会参画促進に関する事業を行い、障害者・高齢者が共に生きることができる地域社会づくりを推進することにより、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 6 (1) 申請受付年月日 平成26年8月29日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人さくら福祉会

イ 代表者の氏名 岸 本 泰 弘

ウ 主たる事務所の所在地 赤穂郡上郡町山野里1389番2

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者に対し、生活支援や社会参画を促進する事業を行うとともに、地域住民との交流が持てる場をつくり、障害者や高齢者が、住み慣れた地域で、生きがいをもちながら安心して暮らしてゆける、地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 7 (1) 申請受付年月日 平成26年8月29日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人もみの木自然学園

イ 代表者の氏名 岩 谷 博 文

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市豊富町神谷3041-5

エ 定款に記載された目的

この法人は、すべての地域住民及び東日本大震災等の災害に遭われた方々に対して、農園作業や自然学習及び災害復興支援並びに防災に関する事業を行い、農業促進及び自然との調和による地域活性化と互いに助け合い協力し合える社会の実現に寄与することを目的とする。

## 8 (1) 申請受付年月日 平成26年8月29日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アップストリーム障がい者支援センター

イ 代表者の氏名 松 岡 孝 司

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市杭瀬本町1丁目23-2 カーサフジイ102号

エ 定款に記載された目的

この法人は、総合的な在宅支援事業及び地域生活支援事業等を行うことにより、「人としての尊厳の尊重」を大切に、地域社会に於いて、そこに生きる全ての人々が自己の能力を十分に発揮し、一人一人が輝き生き生きと暮らせる地域社会を創造することに寄与する事を目的とする。



**都市計画法第 36 条第 3 項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
豊岡市日高町土居字三女寺134番 1、134番 2 の一部、134番 1 地先里道  
同 市日高町土居字山ノ神245番、246番、251番、245番地先水路  
同 市日高町土居字フクリ引287番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
豊岡市立野町16番38号  
株式会社ジェイエイ葬祭 代表取締役 金 子 洋 一
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成26年1月10日  
兵庫県指令但馬（豊土）（建1）第1－1号（25豊岡）

**収 用 委 員 会 告 示**

**兵庫県収用委員会告示第 6 号**

**公示による通知**

住所 不 明

氏名 不 明（川辺郡猪名川町猪淵字岩屋42番の土地使用借権者兼物件所有者）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第 2 項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

**記**

平成26年9月10日付け兵収第1113号高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線新設工事（高槻第二ジャンクション（仮称）から神戸ジャンクションまで）及びこれに伴う附帯工事並びに県道、市道及び普通河川付替工事並びに特別高圧送電線鉄塔移設工事の土地収用案件に係る審理実施通知

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成26年10月15日をもってその書類の通知があったものとみなされます。

平成26年9月24日

兵庫県収用委員会

会長 山 田 誠 一